

介護老人保健施設はくちょう
訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）
運営規程

（設置の趣旨）

第1条 医療法人社団福寿会が開設する介護老人保健施設はくちょう（以下「当施設」という。）が実施する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、要介護及び要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画を立てて実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業所の従事者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

3 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

4 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 当施設では、サービス提供にあたって、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について指導又は説明を行い利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地は次のとおりとする。

- | | | |
|---|-------|----------------------|
| ① | 名称 | 介護老人保健施設はくちょう |
| ② | 開設年月日 | 平成 25 年 4 月 1 日 |
| ③ | 所在地 | 東京都北区田端三丁目 18 番 24 号 |

- ④ 電話番号 03-3827-1020 FAX 番号 03-3827-1029
⑤ 介護保険指定番号 1351780034

(従業者の職種・員数)

第5条 当通所サービスに勤務する従業者の職種・員数は、次のとおりである。

(1) 職種と員数

従業者の職種	員 数
管 理 者	1 名
医 師	1 名
理 学 療 法 士	1 名以上
作 業 療 法 士	
言 語 聴 覚 士	

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- ⑥ 管理者は、指定訪問リハビリテーション等の従業者の管理及び利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- ⑦ 従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な指定訪問リハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- ① 年末年始(12月30日～1月3日)を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
- ② 営業日の午前9時00分から午後5時30分までを営業時間とする。

(利用料等その他の費用の額)

第8条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、その額の1割、2割又は3割とする。

- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、北区とする。

(相談・苦情処理)

第10条 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リ

ハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故発生時の対応)

第11条 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

- 3 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、利用者に対し必要な措置を行う。

但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。

- 4 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針(別添)を定め、担当者を選定し、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(身体拘束等)

第14条 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等やむを得ない場合以外、原則として身体拘束を行わない。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 15 条 施設職員は、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導・教育を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 当事業所は、適切な訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団福寿会 介護老人保健施設はくちょうが定めるものとする。

附 則

この規定は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。